

令和6年度 第10回豊能町教育委員会会議（1月定例会）会議録

日 時： 令和7年1月20日（月） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	小松 郁夫
	教育委員	増田 ゆか
事務局：	こども未来部長	仙波 英太朗
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 1名

会議次第

○審議事項

第11号議案 豊能町附属機関に関する条例の一部改正について

○各課・室からの報告

【教育長】

皆さんこんにちは。第10回教育委員会会議1月定例会を開催いたします。先ほど、馬渡委員から連絡がございまして、業務の方が立て込んでいましたが、先ほど出られたとのことですので、少し遅れられます。

従いまして、審議事項についてはお越しになられた段階で始めさせていただきます。まずは全国市町村教育委員会研究協議会の後期がありました。前期については小松委員、富永委員と私の3人で参加し対面式でした。今回はオンライン開催で、小松委員と私が研修を受けましたので、その報告をしたいと思います。

【委員】

一部と二部があり、私は第一分科会の「教育委員会の働き方改革について」がテーマでした。私以外の3人の教育委員さんは元校長先生でした。教育委員会として、教員の働き方改革をどう進めているかと、それ以外の教育委員会の問題についてどうかという内容でした。義務教育課より情報をいただき、豊能町での例をお伝えしましたが、豊能町でやっていることに関しては全国と共通したような話でありました。

働き方関連で、先生方の働き方で大変なことの一つに保護者対応ということがあります。様々な保護者からのご意見に対しての対応に大変苦勞している。それに対応するため、スクールロイヤーと言われている専門的に対応できる人をこの4月から雇うことにしましたという市がありました。費用については、月6万円×12ヶ月の予算案を組んでいるという話でした。

裁判では、弁護士は被害者側に立つのか、加害者側に立つのかがあります。教育の世界でいえば教育委員会や教員の側を弁護するのか、保護者側の弁護をするのかで弁護の仕方が違います。教育委員会と先生方を弁護する立場になってくるのが普通なので、当然保護者の側からは不満が出てくると推測され、スクールロイヤーはそこまで普及していなく、なかなか難しいですよという話をしました。

このことについて議論している日本スクールコンプライアンス学会という学会があり、私はその顧問をしています。会長である日本女子大学の坂田先生という教育法規が専門の先生に誘われて入りました。私ともう一人、東京大学の名誉教授の浦野先生と2人でしているのですが、教育学の人や弁護士の方が学会のメンバーでして、毎月のように判例研究をしています。

そういう立場から言うと、スクールロイヤーという教育に特化した弁護士を育てる法学部や法科大学院は少なく、また、教育問題の弁護士は正直に言うとあまり儲かりません。最近では先生方でも保険に入っている方もおられますが、どうやら弁護士の間でも教育問題は業務としてはあまり魅力的ではないという裏話があります。

働き方改革についてよく言われていることとして、電話は何時以降とらないとか、支援員を増やしますとか、そういったことは出てきていました。ただ、ここから先は私の感想ですが、働き方改革は国も各自治体も時間を減らすといった、目に見えるかつ量的な改革、例えば在校時間を何時間減らしましたみたいなことがあります。もちろん在校時間を減らすということは大事ですが、それだけで先生方の働き方改革になるのだろうかと思います。

沖縄のある教育委員さんは、ストレスを抱え、心労でお休みを取る教員が年々増えているという話がありました。別の形でも、沖縄ではどうも休職する先生が増えているそうです。他県に比べると沖縄はクレームをする保護者が多いそうで、教育委員会として対策が必要ですが、かなり苦勞していますという話が一番印象に残りました。

文部科学省では最初にこういったことをしていますという説明がありましたが、個人的な感想でいうと、この頃気になるのは、昔は教育委員会や学校に対して様々な支援策をやっていました。しかし、支援というキーワードで教育行政を語るだけでいいのだろうか。むしろ、今のようなトラブルがあったり、或いはいじめとかで裁判になったみたいなことがあったりすると、委員会は学校を支援しますので、最後は学校で校長の責任をとってくださいというわけにはいきません。最終的には設置者としての教育委員会の責任があります。

私は教育委員会がする仕事の機能的な面として支援という活動がありますが、場合によっては指示をしたりしなければならないと思っています。日常的には、校長先生を中心として、各学校が主体的に取り組むことはいいのですが、いざとなったときにはやはり必要な指示を出すのも教育行政としてはありだなと思い、最後は聞いていました。豊能町として、平時は学校と

校長先生を信頼してきちんと日常的な管理・運営をしてほしいと思います。日常的にきめ細かく支援や情報交換をしつつ、何か学校側が行き詰まったり困ったりしたら教育委員会としてのリーダーシップをとるということも大事でないかと思いました。以上です。

【教育長】

ありがとうございます。私も別グループの同じテーマで参加したのですが、そこで学校の先生が休まれている話になりました。同じく沖縄県の恩納村の教育長もおられて、休んでいる方がいるという状況をお話され、同じように多いですということでした。

その中で私が大事だと思ったことが、大変だから仕事を減らしましょうではなくて、やはり教員としても魅力があって働き甲斐がある。そこをきちんと先生方が感じられるような学校を作っていくとだめで、そのためには留守番電話であるとか色々なところで、授業に集中できるような環境づくりを私たちはしていけないとダメだと思いました。朝一の欠席電話をメールでのやり取りに変えるという、すぐにできる話なのに予算がかかるから難しいということなど色々ありました。

もう一件、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行についての分科会にも参加させていただきました。これは北海道から岡山くらいまでの色々な教育長が5人ほどで話し合いました。その中で、総合型地域スポーツクラブが地域にあるというところは、そこにテニスと陸上だけお願いできたとか、それから地域にその団体がある剣道だけお願いでき、土日の活動ということで、学校のクラブとすみ分ける形だそうです。

豊能町くらいの人口規模で、広いところになりますと集まることができないとおっしゃっていました。一度帰ってきてクラブをすることができません。外部指導者を招く方法で、豊能町や府がしている、学校の先生が関わらなくてもいいような体制を作っていこうと思っているのですけれどもなかなか人がいない、受け皿がないということで良い解決策が出ませんでした。そこで、地域で受け皿がない場合、教育委員会としてどう考えていくか、先生方に兼務とか謝金を払ってとかという形を考えていきますが、それは働き方改革とは逆行します。先生にお金を払ったとしても負担増になるので、地域移行というものを考えていけないといけませんねという話で終わりました。

そういった研修がオンラインでありました。次回は対面式ですが、距離的なところで豊能町は参加できないかと思っております。今の報告について何かありますでしょうか。

よろしいですか。またみんなで検討していければと思います。

それでは、馬渡委員、お忙しい中申し訳ございません。先日ありました教育委員の研修会に小松委員と私が参加をしましたので、その報告をさせていただきました。

改めまして、ただいまより第10回豊能町教育委員会会議1月定例会を開催いたします。ただいまの出席委員は5名です。過半数に達しておりますのでただいまから開催いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。それでは議題に入ります。本日は審議事項が1件ございます。第11号議案「豊能町附属機関に関する条例の一部改正について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

それでは、第11号議案「豊能町附属機関に関する条例の一部改正について」につきまして、ご説明いたします。議案書、改正案文、概要説明書及び新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず、最後のページでございますが、概要説明書をご覧ください。改正する条例の名称は「豊能町附属機関に関する条例」でございます。改正の理由につきましては、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を実施する法人の選定に関する必要な事項についての事務を行う附属機関を設置するものです。

続いて、条例の改正概要についてご説明いたします。まず附属機関の名称については、「豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会」とします。担任する事務は、「公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営方針の選定に関する事項」についての事務を行うものです。

次にその他参考となる事項として、附則において、施行期日は令和7年4月1日とします。ま

た、「豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、新たに設置する選定委員会の委員長報酬を月額 10,000 円、委員報酬を月額 7,000 円とする規定を追加いたします。

次に、議案書及び改正案文をご覧ください。第 11 号議案「豊能町附属機関に関する条例の一部改正について」、提案理由は先ほどご説明した通りです。2 枚目でございます。改正案文をご覧ください。「豊能町附属機関に関する条例」第 1 条第 2 号において、豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営方針選定委員会を加えるものです。また、附則 1 において、条例の施行期日を令和 7 年 4 月 1 日といたします。附則 2 において、選定委員会の委員長及び委員の報酬額を定めています。

最後に 3 枚目をご覧ください。改正の参考資料として新旧対照表を用意しております。なお、民営化及び認定こども園の開園につきましては、現在準備検討を進めておりますが、当初の令和 9 年の開園予定よりも遅れが生じております。具体的な時期等については決まり次第、お伝えさせていただきます。説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございます。ではただいまの説明に対する質疑を求めます。

【委員】

報酬についてですが、委員長が 10,000 円、委員が 7,000 円ですが大体どれぐらいの時間の仕事に対しての報酬になるのでしょうか。

【こども育成課長】

この委員会の会議自体は、概ね 1 回当たり 1 時間半から 2 時間程度を予定しております。日額の金額ですので、1 回出席していただいたことに対する報酬ということで考えております。

【委員】

何名ぐらいを想定されておりますでしょうか。

【こども育成課長】

現時点の案といたしましては、6 名程度の委員で構成を考えております。内訳といたしましては、学識経験者、保護者代表、行政機関の職員等を想定しております。

【教育長】

よろしいでしょうか。質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第 11 号議案「豊能町附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって第 11 号議案は可決されました。次に、前回会議以降の各課の報告に移ります。順次、事務局よりお願いいたします。

【義務教育課長】

- ・ 年明けの小中学校の様子について
- ・ 義務教育学校の開校に向けての進捗状況について

【生涯学習課長】

- ・ 「はたちのつどい」について
- ・ その他イベント関係について

【教育長】

他よろしいでしょうか。では本日の議事はすべて終了いたしました。次に2月の教育委員会会議の日程ですが、2月20日（木）午後2時から予定しております。よろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和6年度第10回豊能町教育委員会会議1月定例会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。

閉会 午後 3 時 21 分